

「中野区教育委員会部活動のあり方に関する方針」について

中学校における部活動が、今後も持続可能なものとなるよう、「運動部活動のあり方に関するガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)及び「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年4月)に基づき、教員の働き方改革と関連を図りながら、中野区における「部活動のあり方に関する方針」を検討してきたところである。その内容について、下記のとおり報告する。

記

- 1 名称 中野区教育委員会 部活動のあり方に関する方針
～中野区部活動ガイドライン～
- 2 内容 (1) 本方針策定の趣旨等
(2) 適切な運営のための体制
①部活動方針の策定等
②指導・運営に係る体制の構築
(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
①適切な指導の実施
②指導の手引き等の活用
(4) 適切な休養日等の設定
①休養日
②活動時間
③休養日・活動時間等の設定の工夫
(5) 生徒のニーズを踏まえた環境整備
①生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
②地域との連携等
(6) 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し
- 3 今後のスケジュール
○平成30年10月 中学校へ周知
○平成31年 1月 学校における活動方針・活動計画等のホームページ掲載

(別紙)

中野区教育委員会 部活動のあり方に関する方針 ～中野区部活動ガイドライン～

【本方針策定の趣旨等】

○本方針は、中野区における中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒がスポーツ、文化及び科学等を楽しみ、望ましい人間関係等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力や様々な文化及び科学と豊かに関わる資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものだが、学校教育の一環として教育課程との整合が図られるよう留意し、生徒の過度の負担にならないことはもちろん、本来の教育活動が妨げられることがないよう合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、地域や家庭の理解と協力のもと、生徒の健全育成に資すること。

○本方針は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、持続可能な部活動を推進する上でのガイドラインとして位置付ける。

○学校の部活動は、自主性を重んじ、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、異年齢との交流の中で生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど望ましい人間関係の育てることができるとともに、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様な学びの場として教育的意義が大きいものである。こうしたことを十分踏まえて、部活動の充実が図られることを目指す。

1 適切な運営のための体制

(1) 部活動方針の策定等

ア 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（目標・活動内容及び過去の実績等）を作成し、校長に提出する。様式は、中野区教育委員会の参考様式のほか、各学校の実態に合わせて作成することができる。

イ 校長は、活動方針、年間計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の人数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の過度の負担とならないように、指導・是正を行う。

エ 教育委員会及び校長は、文部科学省や東京都教育委員会からの通知を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間の管理等を行う。

オ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の人数、外部指導員の導入状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

カ 教育委員会は、管理職、顧問及び外部指導員等を対象とする研修等の取組を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問、外部指導員等は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校における取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動指導員においては、東京都における体罰関連行為のガイドラインを厳守するとともに、生徒間でも同様に暴力行為やいじめ等の発生を防止する必要がある。

イ 部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽き症候群となることなく、技能や記録の向上並びに文化及び科学に親しむ基礎を培う等それぞれの目標が達成できるよう、各部活動の特性等を踏まえて、休養を適切に取りつつ、

短時間で効果が得られる指導を行う。

また、運動部活動においては、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

(2) 指導の手引き等の活用

ア 合理的でかつ効率的・効果的な活動にするために、各種団体等が作成した指導の手引き等を活用して、適切な指導を実施する。

3 適切な休養日等の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスが取れた生活を送ることができるよう、各部活動において、大会・コンクール等の予定を鑑みて計画的に設定し、生徒の過度の負担とならない合理的で、かつ効率的・効果的な活動となるようにする。

[注]文中における「週当たり」とは、月曜日から日曜日の7日間とする。

(1) 休養日

ア 学期中

週当たり、原則として2日以上 of 休養日を設ける。週休日は、いずれか1日を休養日とする。ただし、週休日における公式大会・コンクール等についてはこの限りでない。週休日に休養日を確保できない場合は、直近の月曜日を休養日とする。

イ 長期休業期間

学期中に準じるが、教育活動休止日などを中心に、連続した休養日の確保に努める。

(2) 活動時間

ア 学期中

週当たり、原則として16時間を超過しない。(各日の活動時間は、国のガイドライン及び東京都の方針を目安とする。)

イ 長期休業期間

学期中に準じる。ただし、月間・週間の目安を設定し、弾力的な活動時間の設定ができることとする。

(3) 休養日・活動時間等の設定の工夫

学校は、定期考査前後の一定期間等、学校全体や部活動共通の休養日を設けるなど、地域や学校の実態を踏まえて、保護者への理解を図りながら、適切な指導に向けた休養日・活動時間等の設定を工夫する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 各学校は、学校の状況が許す限り生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置に努める。

イ 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を工夫し推進する。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ並びに文化及び科学等の活動環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育や、スポーツ、文化、科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

(1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう、その参加数について、東京都中学校体育連盟等の団体が定める目安を参考に、学校や地域の実態、競技等の特性を踏まえて、学校が判断できるよう必要な協力や支援を行う。

(2) 校長は、教育委員会からの助言等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。